

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	源泉徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、源泉徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収に関する事務
②事務の概要	所得税法に基づき、報酬等の所得を支払う者が、その所得を支払う際に、所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付する事務である。また、復興特別所得税においても併せて徴収及び納付している。 本事務では、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・所得税法による報酬等に係る源泉徴収票及び支払調書の提出等に関する事務
③システムの名称	財務会計システム
2. 特定個人情報ファイル名	
債権者付加情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第4項、番号法第9条第1項 別表57の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課
②所属長の役職名	会計課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話 0463-94-4867
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市 会計課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話 0463-74-5414
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	eラーニングによる情報セキュリティ研修を実施しており、従業員に対する教育・啓発は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	会計課長 麻生ひろ美	会計課長 杉山麻里	事後	
平成29年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	伊勢原市役所市民協働課	伊勢原市役所文書法制課	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	会計課長 杉山 麻里	会計課長	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	電話番号(0463)94-4711	電話番号(0463)94-4867	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ(連絡先)	電話番号(0463)94-4711	電話番号(0463)74-5414	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策	—	様式変更による追加	事後	
令和2年6月26日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月26日	IIしきい値判断項目 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月25日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値の見直しに係る変更
令和3年6月25日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しきい値の見直しに係る変更
令和3年6月25日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所文書法制課 TEL 0463-94-4867	伊勢原市 総務部 文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話 0463-94-4867	事後	体裁を整えたのみで、重要な変更に該当しない。
令和3年6月25日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ(連絡先)	〒259-1188 伊勢原市田中348番地 伊勢原市役所会計課 TEL 0463-74-5414	伊勢原市 会計課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 電話 0463-74-5414	事後	体裁を整えたのみで、重要な変更に該当しない。
令和5年7月14日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第3項 別表第一の38の項	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第4項 別表第一の38の項	事後	第9条第3項が第4項へ繰り下げられたことによる修正
令和5年7月14日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値の見直しに係る変更
令和5年7月14日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しきい値の見直しに係る変更
令和6年12月27日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・番号法第9条第4項 別表第一の38の項	番号法第9条第4項、番号法第9条第1項 別表57の項	事後	関係法令の改正に伴う修正
令和6年12月27日	IIしきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値の見直しに係る変更
令和6年12月27日	IIしきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値の見直しに係る変更
令和6年12月27日	IVリスク対策 8 人手を介在させる作業	—	様式変更による追加	事後	
令和6年12月27日	IVリスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	様式変更による追加	事後	